

平成30年版

図書館要覧

草加市立中央図書館

目次

1	運営方針、事業計画	
・	平成30年度図書館運営方針	1
・	平成30年度事業計画	2
・	平成30年度資料収集実施計画	4
	草加市立図書館資料収集方針	
	草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準	
2	図書館案内	
・	沿革	7
・	中央図書館概要	11
・	組織と事務分掌、職員構成、職員数の推移	12
・	館内配置図	13
・	中央図書館サービス・ネットワーク図	16
・	中央図書館案内図	17
3	予算	
・	平成30年度図書館予算	18
4	統計	
・	平成29年度文化活動状況一覧	19
・	入館者数の推移、登録者数の推移	20
・	平成29年度登録者内訳	21
・	貸出状況の推移、蔵書内訳の推移	22
・	蔵書内訳の推移	23
・	平成29年度館内設備等利用状況	24
・	平成29年度相互貸借利用状況	25
・	平成29年度図書館地域サービス利用状況	26
5	図書館協議会	
・	図書館協議会開催状況、草加市立図書館協議会委員名簿	27
6	関係条例・規則等	
・	草加市立図書館設置条例	28
・	草加市立図書館管理規則	28
・	草加市立図書館協議会条例	31
・	図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱	32

平成30年度 図書館運営方針

中央図書館では、地域サービスとしての図書館ネットワーク網の更なる利便性の向上を図って利用を促進し、生涯学習社会の基本となる市民の知的要求に広く応えとともに、市民それぞれの生活課題解決に必要な情報収集の場として、多様できめ細かなサービスを提供します。

特に、全国的な読書離れが叫ばれるなか、6公民館図書室を中心とした魅力ある蔵書の整備、IT機器の活用、読み聞かせや各種講座等の文化事業の展開及び草加市子ども読書活動推進計画の確実な推進により、子どもが読書に親しむ環境の充実に努めます。

また、適正な施設の維持管理及び館の運営に努め、快適な利用環境を提供します。

これらを踏まえ、平成30年度においては以下を重点施策として図書館を運営してまいります。

- 1 地域サービスとしての図書館ネットワーク網の活用について、6公民館における特色ある配架を進めるとともに、学校と連携しながら地域開放型図書室、サービスコーナーの見直しを進めます。
- 2 市民それぞれの生活課題解決に必要な情報収集の場として、調査研究から身近な疑問に応ずるとともに、レファレンスサービス（参考調査）の充実に努めます。
- 3 障がい者（図書館利用に障がいのある人）に対する読書支援活動を推進します。
- 4 社会情勢の様々な変化に伴い多様化・高度化する利用者ニーズに合わせ、図書購入予算の配分を見直し、有効な図書の整備・充実に努めます。
- 5 パスワードの新規登録及び変更がwebや6公民館等のOPACで可能になったことから、パスワードの登録者を増やし、web上での延長・予約手続きを促進することで、IT機器活用のメリットを生かします。
- 6 市民の生涯学習の発表の場として機能しながら、図書館利用の促進及び読書活動の推進を図るため、読み聞かせ、図書館生涯学習講座、文化講演会、ギャラリー展示等の文化事業を市民との連携により実施します。
- 7 草加市子ども読書活動推進計画の告示に伴い、市民及び関係各課と連携しながら同計画の施策に取り組み、子どもの読書環境の充実に努めます。
- 8 快適な読書環境を提供するため、図書館施設・設備の適切な管理運営に努めます。

平成30年度 事業計画

1 図書館資料の充実

- (1) 「草加市立図書館資料収集方針」及び「草加市立図書館資料の保存・除籍(廃止)基準」に基づく資料の収集及び除籍を行い、蔵書約60万冊を維持しつつ、魅力ある蔵書とするため資料の新陳代謝に努めます。特に、地域分館的機能施設における利用を更に拡大するため、6公民館図書室を中心に特色ある資料の配架を図ります。
- (2) 郷土資料の整備、充実を図ります。とりわけドナルドキーン・コーナーの充実に努めます。
- (3) 人権及び平和コーナーの整備、充実を図ると共に、時機に即して設置する特設テーマコーナーの強化を図ります。

2 レファレンスサービスの推進

利用者の相談に応じ、情報や資料の提供、所蔵館の紹介及び調査方法の案内を行います。また、各種データベース検索の活用により、利用者の利便性の向上を図ります。

3 障がい者サービスの推進

- (1) 音訳協力者による対面朗読及び録音図書を作成を行い、障がい者サービスを推進します。
- (2) D A I S Y (デジタル音声情報システム)の活用を促進します。

4 児童サービスの推進

- (1) 調べ学習及び総合学習への資料提供を通じ学習成果を上げ、読書活動推進のための支援を行います。
- (2) 「わくわくタウン」事業(子ども育成課事業)へ協力し、子どもの読書活動を推進します。
- (3) 幼児・児童向け「じどうしつだより」を定期発行し、子どもに関係する部署・施設への拡大配置を行います。
- (4) 読書記録マラソン帳、読み聞かせカードを活用し、さらにブックリストの充実等により、子どもの読書意欲を喚起します。

5 ヤングアダルトの読書推進

ヤングアダルト向け「Ya-Room.com」を定期発行するとともに、市内中学校・高校を中心にYAコーナーの情報発信を行います。

6 サービスコーナー・地域開放型図書室の見直し及び学校との連携

- (1) 中央図書館サービスコーナー・地域開放型図書室のあり方について、引き続き小学校と協議の上、充実を図ります。
- (2) 中学生社会体験事業、大学生インターンシップ、小学校教諭の研修等を受け入れるとともに、図書館事業の啓発に努めます。

7 文化事業の開催

事業名	対象	回数・時期
ビデオ上映会	一般	月1回
木曜シアター	一般	月1回
こども映画会	幼児・児童	月1回
読み聞かせ(職員とボランティア)	幼児・児童	週4日
工作会	幼児・児童	通年
図書館生涯学習講座、ギャラリー展示	一般	通年
おはなし会、人形劇、落語寄席など	幼児・児童・一般	通年

朗読劇・ギャラリー展示・ビブリオバトルなど 子ども読書活動を推進するイベント	幼児・児童	年5回
古本市	一般	年1回
読み聞かせ講習会	一般	年3回

8 図書館管理運営

- (1) 図書館協議会を開催し、図書館行政に有効な意見聴取を幅広く行います。
- (2) 草加市子ども読書活動推進計画を確実に推進するため、全庁的な推進のための会議を開催し、情報の共有を図るとともに、事業の各種調整及び市民に対し相互に情報の発信を行います。
- (3) 広報事業として、図書館広報紙の発行及び図書館ホームページの更新を適宜行います。特に子どもの読書活動推進に関する情報の充実を図ります。
- (4) パスワードの登録者を増やすとともに、図書館ホームページ上のマイページ利用を促進し、利便性の向上に努めます。また、資料の団体貸出を推進し、貸出冊数の増加につなげます。
- (5) 施設・設備の維持管理として、児童室シャッター、誘導灯、防火設備、照明等の修繕を行い、快適な読書環境の維持に努めます。

平成30年度 資料収集実施計画

平成30年度の資料収集実施計画は、「草加市立図書館資料収集方針」に基づき、予算の範囲内で収集するものとします。

草加市立図書館資料収集方針

平成14年6月10日 決裁

平成25年9月13日 一部改正

1 目的

草加市立図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等の知的要求に応えるため、資料や情報を提供し、生涯学習活動を支援するとともに、地域文化の発展に努めることを目的とし、この理念を実行するため、ここに収集方針を定める。

2 基本方針

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。（図書館の自由に関する宣言）」とあるように、学問の自由と学習権は、市民の基本的権利の一つであり、市民の生涯学習を支援し、その知的要求に応えるため、自由、公平、公正な立場から現代的課題を踏まえた広範囲な資料収集に努めるものとする。

- (1) 資料の収集に当たっては、広範囲な市民の要求や関心、潜在的な要求、社会の動向を反映させ、将来想定される要求にも配慮した活力のある収集を行う。
- (2) 一時的な利用にとどまらず、長期的な利用も考慮し、組織的で効率的かつ系統的な資料構成になるよう努める。
- (3) 資料の収集にあたる基本姿勢は次のとおりとする。
 - ① 特定の主義、主張に偏ることなく、公平、公正に収集する。
 - ② 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立って収集する。
 - ③ 著者の思想的、宗教的、政治的な立場にとらわれることなく収集する。
 - ④ 図書館職員の個人的な関心や好みに偏ることなく収集する。
 - ⑤ 個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく収集する。

3 資料選択基準

(1) 収集資料の種類

- ① 図書
- ② 逐次刊行物
- ③ 視聴覚資料
- ④ マイクロ資料
- ⑤ パンフレット
- ⑥ 地図・地図帳
- ⑦ 電子資料

(2) 種類別の資料収集

- ① 図書

ア 児童書は、乳幼児から小学生までの各発達段階に応じた資料を収集する。

イ ヤングアダルト・コーナーについては、ティーンエイジャーを主な対象とし、新鮮で活力ある資料を収集する。

ウ 一般書は、市民の多様な要求に応えられるよう、全ての分野について入門書から必要に応じて専門書まで体系的に収集するよう努める。

エ 新鮮で魅力的な資料構成を維持し、充実させるために新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や各分野の受賞作品等も収集する。

オ 参考図書は、市民の日常的な調査研究に対応できるよう、事典、辞典、年鑑、図鑑、統計書、書誌、索引等を豊富に収集する。

カ 草加市の郷土・行政資料、郷土関連作家資料及び市内の大学、企業等の出版物、埼玉県に関連資料をできる限り収集する。県内他市町村の郷土資料は、近隣市町のものを中心に必要に応じて収集する。姉妹都市等の関連資料は、必要に応じて収集する。

キ 松尾芭蕉及びび水の関連資料はできる限り収集する。

ク 視覚障がい者に配慮して大活字本や点字図書、録音図書を収集する。

ケ 外国語の図書は、英語を中心に収集し、その他外国語及び草加市と交流のある都市の外国語についても必要に応じて収集する。

コ ドナルド・キーンに関する資料をできる限り収集する。

② 逐次刊行物

ア 新聞は、全国紙、地方紙（埼玉県、東京都）の主なものを収集する。専門紙、機関紙、外国紙については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、各主題毎のバランスを配慮して収集する。

ウ 専門雑誌は、必要に応じて収集する。

エ 郷土関連の雑誌は、寄贈も含めて幅広く収集する。

オ 年鑑、年報類は、幅広く収集する。

③ 視聴覚資料

ア 音響資料（CD、カセットテープ）は、音楽、諸芸、文学、記録等の基礎的な作品を中心に収集する。

イ 映像資料（ビデオテープ、DVD）は、記録、文化、科学、美術、スポーツ、諸芸等の基礎的な作品、映画、アニメーションの主要作品を中心に収集する。

ウ その他絵、写真、ポスター、映画フィルム等の視聴覚資料は、必要に応じて収集する。

④ マイクロ資料

印刷資料及び電子資料では、入手困難なもの、又はマイクロ資料の方が利用しやすいものを収集する。

⑤ パンフレット

必要に応じて収集する。

⑥ 地図・地図帳

草加市に関する資料は、できる限り収集する。

⑦ 電子資料

CD-ROMをはじめ、オンライン・データベースの導入などニューメディアを採用し、収集する。

4 資料選定の手段

(1) 各種の出版情報を積極的に採り入れ、収集方針をもとに計画的に行う。

(2) 利用者の要求や利用傾向を把握し、地域の実情や資料的価値を踏まえて行う。

- (3) 選定は、職員が行うが、必要に応じて「選定委員会」等を設置して調整にあたる。最終決定は、館長が行う。
- 5 寄贈
市民からの寄贈は、資料収集方針に照らして選定を行い、受入れの可否を決定する。

草加市立図書館資料の保存・除籍(廃棄)基準

平成14年6月10日 決裁
平成25年9月27日 一部改正

- 1 保存・除籍（廃棄）の基本的な考え方
草加市立図書館は、市民の多様な要求に応えるため、蔵書構成に配慮しつつ資料の新陳代謝を促進するとともに、将来にわたり必要とする資料の保存に努める。そのため、ここに資料の保存及び除籍（廃棄）基準を定める。
- 2 資料の保存について
保存する資料は、次の各項目に該当した資料とする。
 - (1) 各分野で古典、名著と評価されており、今後も引き続き利用されることが確実視される資料
 - (2) 各分野の資料で類書が少なく、希少価値があると思われる資料
 - (3) 歴史的な価値を有するもので、文献的、資料的価値があると思われる資料
 - (4) 継続的に収集しており、基礎的なデータや内容の信頼性が高い資料
 - (5) 各種文学賞等受賞作品
 - (6) 松尾芭蕉や水（川）に関する資料
 - (7) 草加市に関する資料
 - (8) 保存分担等により定められた資料
 - (9) ドナルド・キーンに関する資料
 - (10) その他図書館として保存することが望ましいと思われる資料
- 3 除籍（廃棄）資料は、次の各項目に該当した資料とする。
 - (1) 汚損、破損等で使用に耐えられない資料
 - (2) 紛失、不明等となっている資料
 - (3) 製本、補修等をすることが不可能な資料
 - (4) 新しい資料等によって内容が更新されている資料
 - (5) 災害、その他やむを得ない事由により回収不能となった資料
 - (6) 複本資料
 - (7) その他除籍することが望ましいと思われる資料
- 4 その他
保存、除籍（廃棄）基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に館長が定める。

沿 革

大正13年 9月	草加町立図書館創立（昭和8年発行『草加町要覧』記載）
昭和37年 9月	県立浦和図書館の移動図書館『むさしの号』による巡回活動を開始 （草加小、谷塚出張所の2か所）
昭和42年 9月	中央公民館内に図書室を開設
昭和44年 4月	図書館設置計画に基づき、有資格者1名を採用し基礎づくりに着手
7月	『図書館設置及び管理条例』制定
9月	『図書館規則』制定
10月	草加市立草加図書館仮館舎設置、貸出業務開始 （高砂二丁目の旧高砂保育園舎「木造平屋建て146.8㎡」、蔵書1,125冊）
昭和45年10月	『中央公民館及び市立図書館の整備計画』を策定
昭和46年 4月	貸出方式をブラウン方式に検討、準備作業に着手
4月	地域貸出文庫、子ども文庫等の設置及び文庫活動を開始
6月	教育委員会から社会教育委員会に「中央公民館並びに市立図書館の建設に関する」 諮問
昭和47年 3月	県立浦和図書館の移動図書館による『一日図書館』がスタート
5月	団体貸出開始（貸出冊数：50冊～200冊、1か月間）
昭和48年 3月	市議会において市立図書館建設関係予算を議決
4月	専任館長就任、建設のための諸業務を開始
9月	『草加市立図書館協議会設置条例』制定
12月	オイルショック等経済状況の悪化により建設が次年度へ延期
昭和49年 2月	第1期図書館協議会委員任命（任期2年）
5月	谷塚西公民館図書室の開放活動を開始
7月	新館工事起工
昭和50年 3月	草加市立草加図書館新館竣工
5月	竣工式（蔵書48,000冊）
7月	柿木公民館、新田西公民館図書室の開放活動を開始。松原児童館の一部を図書室と して開放
昭和51年 2月	図書館協議会が「移動図書館車購入並びにサービス網の充実について」教育長へ建議
昭和53年 5月	移動図書館車巡回地区の配置を11か所に決定
8月	移動図書館車『まつかぜ号』巡回開始
昭和54年 6月	移動図書館車巡回地区を増設（駐車場数：7か所）
8月	『夏休み宿題コーナー』開設
昭和59年11月	図書館協議会が「新館構想について」市長・教育長に要望書を提出
昭和60年 3月	『水のコーナー』新設、収集をスタート
9月	移動図書館車巡回地区を増設（稲荷コミュニティセンターを新設、駐車場数16か所）
昭和61年 4月	移動図書館駐車場増設（6か所を新設、駐車場数：22か所）
昭和62年 4月	『芭蕉コーナー』新設、収集をスタート
6月	6月定例市議会で『草加市立図書館協議会条例の一部改正』を議決
昭和63年 4月	県南五市広域利用スタート
7月	児童室に『平和コーナー』新設
7月	図書館協議会に「図書館運営と奉仕活動について」諮問
12月	『草加市立草加図書館規則』の一部改正

平成元年10月	新移動図書館車『まつかぜ号』納車
11月	図書館協議会から「図書館運営と奉仕活動について」本答申
平成3年4月	東部地区広域利用開始
4月	図書館協議会に「草加図書館の今日的課題と打開策について」諮問
9月	市議会9月定例会文教経済委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる（和歌山市、奈良市、町田市、刈谷市を行政視察）
平成5年7月～8月	夏季の開館時間延長を試行（毎週水曜日午後5時～7時）
7月～8月	図書館体験隊開始
平成6年4月	『東部地区四市二町図書館資料の広域利用実施要綱』施行
4月	図書館協議会が「新図書館建設にあたって、町田・伊勢原市の図書館に学ぶ」を提出
平成7年2月	『草加もちっこ文庫』コーナー開設
12月	草加市と住宅・都市整備公団間で「松原団地駅西口地区の整備に関する基本協定」を締結
平成8年4月	市議会文教経済委員会において「新図書館」が閉会中の特定案件となる。
7月～8月	『新図書館に関するアンケート調査』を実施
8月	『図書館を考える集い』開催
8月	新図書館建設専門者会議発足
平成9年4月	市長に新図書館建設専門者会議の報告書を提出
12月	市議会12月定例会で債務負担行為の補正予算案が議決 (限度額2,046千円)
平成10年3月～7月	新図書館建設推進検討委員会発足
4月	『新図書館の意見を聞く会』開催
8月	新図書館建設推進検討委員会内に担当者会議・ワーキンググループ発足
12月	一般公募で優良図書館を視察（視察先：東浦和、鶴ヶ島の両図書館）
平成11年3月	市議会3月定例会で「財産の取得等関係予算」可決、市議会総務文教委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる
3月	定例教育委員会で「財産取得について」を議決
7月	『草加市立図書館設置条例』の一部改正
9月	市議会で「財産の取得（新図書館）他3議案」を議決 (新図書館の名称を『草加市立中央図書館』に決まる。)
10月	新図書館内において開館準備に着手
10月	公民館との電算システムネットワーク整備に着手
10月	新図書館の所有権移転登記完了
平成12年1月	『草加市立図書館管理規則』制定
1月	新図書館への引越し作業
2月	『草加市立図書館管理規則細則』制定
3月	『図書館ボランティア草加』設立総会（120名余出席）
3月25日	新図書館竣工式
3月26日	『開館記念まつり』開催（8月26日～30日、記念講演等を行う。）
4月1日	『草加市立図書館設置条例の一部を改正する条例』施行
4月1日	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』施行
4月1日	『草加市立図書館管理規則細則』施行
4月1日	草加市立中央図書館開館 (当日、入館者数7,622人、新規登録者数1,277人、貸出冊数8,386冊)

		を記録、草加ライオンズ寄贈『日だまり』ブロンズ像の除幕式を行う。)
	6月	対面朗読サービス開始（ボランティア主催、毎週金曜日）
	7月	公民館・文化センターでの土曜日及び休日貸出業務開始
	7月	特大地球儀を児童室入口に設置
	9月	関東郵政局から盲人用録音物等発受施設として指定を受ける
	10月～11月	中学生社会職場体験活動受入（川柳中、瀬崎中、草加中）
平成13年	3月	『草加市立図書館管理規則』の一部改正
	4月 1日	組織改正（副館長、担当主幹制「庶務・奉仕・資料」の導入）
	4月	図書館入館者100万人達成（市長から記念品贈呈）
	6月	中国河南省安陽市代表団が視察のため来館
	9月	学校図書館とのネットワーク化を推進
	11月	『第1回図書館まつり』開催（11月1日～11月4日）
平成14年	4月	FAXによるリクエスト受付開始
	4月	図書館入館者200万人達成
	6月	『草加市立図書館資料収集方針』『草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準』、 『草加市立図書館保存・除籍（廃棄）実施要領』を制定
	9月	柿木公民館新設移転に伴う当該公民館図書室の充実
	12月	利用者用端末（OPAC）による仮予約を開始
	12月	ホームページからのWeb予約、Eメールによる予約・リクエスト通知を開始
平成15年	6月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（移動図書館車廃止、貸出冊数）
	7月	移動図書館車廃止
	8月	貸出冊数5冊を10冊に拡大
	8月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱』制定
	9月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する実施要領』制定 （市内小学校に開設する図書館地域分館的機能施設の名称を中央図書館サービスコーナーと規定）
	9月	中央図書館サービスコーナー開設（第1期：11校）
	10月	中央図書館サービスコーナー開設（第2期：9校）
平成16年	4月	中央図書館サービスコーナー開設（第3期：1校）
	5月	巡回車購入（全2台に）
	6月	地域開放型図書室開設（西町小）
	7月	地域開放型図書室開設（川柳小）
平成17年	11月	獨協大学図書館の市民開放について確認書を交わす。
	12月	獨協大学図書館との連携による市民開放を開始
平成18年	3月	中央図書館図書資料の蔵書50万冊達成（小学校配架分を除く。）
	7月	一般閲覧室に特設コーナー『人権』を開設
平成19年	10月	『対面朗読ボランティア養成講座』開催
平成20年	4月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（組織）
	6月	『対面朗読ボランティア養成講座（中級編）』開催
平成21年	9月	地域開放型図書室開設（高砂小）
平成22年	4月	草加市立中央図書館開館10周年
	11月	『開館10周年記念文化講演会』開催
平成23年	11月	多目的ホール一般利用貸出開始
平成24年	2月	『開館10周年記念誌』を発行

平成24年 6月	有料広告（雑誌広告）掲示事業の開始
平成25年 3月	視聴覚資料予約サービスの開始
	一人当たり予約上限数の変更（図書・雑誌10冊以内、視聴覚資料2点以内）
	予約割当資料取置期間の変更（連絡をした日を含めて8日間以内）
6月	獨協大学図書館との連携による利用者範囲の拡大
7月	有料広告（玄関マット）設置事業の開始
11月	『ドナルド・キーン コーナー』新設、収集をスタート
平成26年 4月	図書館内に教科書センターを設置
平成27年 3月	インターネットを介したセルフによる利用延長の開始（電算システム更新時に機能を付加）
4月	小学生のための読み聞かせ会の開始
4月	草加市立中央図書館開館15周年
8月	夏の図書館寄席において、三遊亭春馬氏による絵本の読み聞かせの開始
平成28年 2月	中央図書館開館15周年記念・昭和村友好交流宣言30周年記念『昭和村展示会』、映画『ハーメルン』上映会を文化観光課と共催
5月	6公民館・文化センター図書室へ新着本コーナーの設置及びシリーズ本の配架を開始
7月	図書館生涯学習講座の開始
7月	リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック応援キャンペーンをスポーツ振興課、交通対策課と共催
10月	『ビブリオバトル・草加の陣』開催
11月	手話落語の開始
11月	文化講演会『読書のすすめ』開催
11月	『草加市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱』制定
11月	『笠森お仙』に関する展示、講演会を実施
平成29年 2月	おりがみつるし飾りを設置
2月	読み聞かせ講習会の開始
3月	『図書館ボランティア草加展』開催
平成29年 4月	『読み聞かせカード』『読書記録マラソン帳』を開始
4月	『図書館行政について』が閉会中の特定事件となる
平成30年 1月	インターネットを介したセルフによるパスワード登録の開始
2月	『草加市立中央図書館インターネット等利用規定』制定
2月	『草加市立中央図書館資料等複写利用規定』制定（国立国会図書館デジタル化送信サービス対応）
3月	『草加市子ども読書活動推進計画』策定

中央図書館概要

1 施設概要

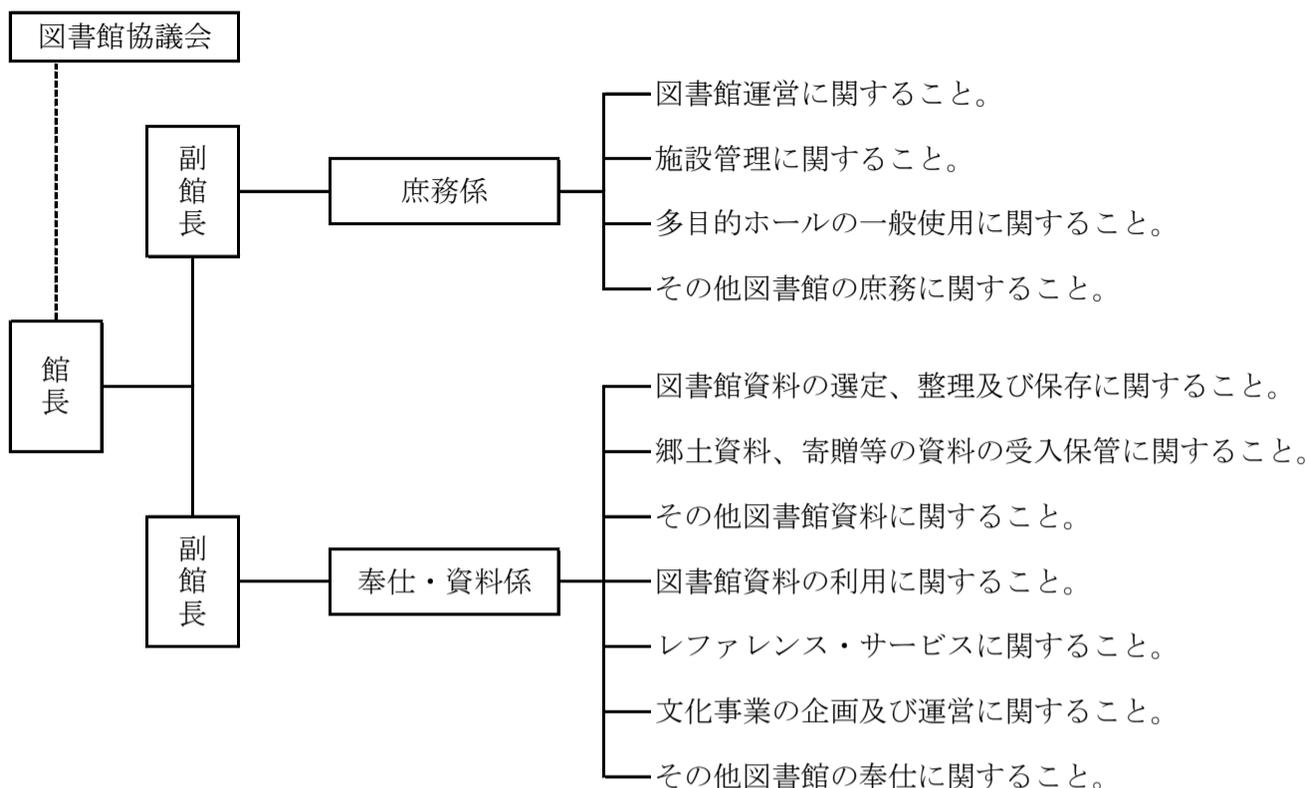
所在地	〒340-0041 埼玉県草加市松原一丁目1番9号			
	電話	048-946-3000	FAX 048-944-3800	
	東武スカイツリーライン 獨協大学前駅西口下車徒歩1分			
建物の名称	ハーモネスタワーB棟（商業施設との複合）			
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階、塔屋1階建			
建物の面積	専有面積	1階	121.30㎡	
		2階	1,733.27㎡	
		3階	2,011.36㎡	
		4階	916.37㎡	
		5階	21.24㎡	
		専有面積 合計		4,803.54㎡
		共有面積		289.64㎡
	延床面積		5,093.18㎡	
	※その他	屋上庭園が約1,000㎡有		
各階案内	1階	玄関ホール、ブックポスト		
	2階	集会室、救護・ボランティア室、閉架書庫、電算室、事務室、巡回車庫		
	3階	一般閲覧室、AV・実用書・参考図書・YA・新聞・雑誌・水・芭蕉・平和・特設コーナー、自動貸出機器、パソコン・電卓室、対面朗読室、録音室、展示ギャラリー		
	4階	児童室、おはなし室、児童書研究コーナー、多目的ホール		
	5階	機械室		

2 利用案内

利用時間	月・水～土	一般室・多目的ホール	9:00～20:00
	月・水～土	児童室	9:00～18:00
	日・祝日	一般室・児童室・多目的ホール	9:00～17:00
休館日	火曜日（ただし、火曜日が祝日の場合は開館）、年末年始 館内整理期間（10日以内）		
貸出条件	1人15日以内（団体1か月以内） （個人）図書資料 10冊以内、視聴覚資料 2点以内 （団体）図書資料 100冊以内		

組織と事務分掌

<主な担当及び事務分掌>



職員構成

<平成30年4月1日現在> 単位(人)

館長 1 副館長 2	職名	係長	主任	主事	専門員	臨時職員	非常勤 嘱託員
	係名						
	庶務係			2		1	
	奉仕・資料係	1		4	3	43	2

※庶務係長は副館長が兼務。また専門員うち1名、非常勤嘱託員うち1名は短時間勤務

職員数の推移

単位(人)

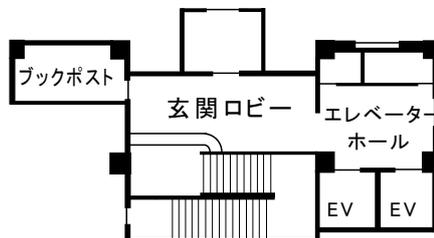
区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
正規職員	11 (3)	11 (1)	12 (2)	12 (2)	13 (2)
臨時職員	46 (31)	46 (32)	46 (33)	47 (35)	44 (29)
非常勤嘱託職員	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (1)
計	58 (34)	58 (33)	59 (35)	61 (37)	59 (32)

※()内は司書有資格者で内数

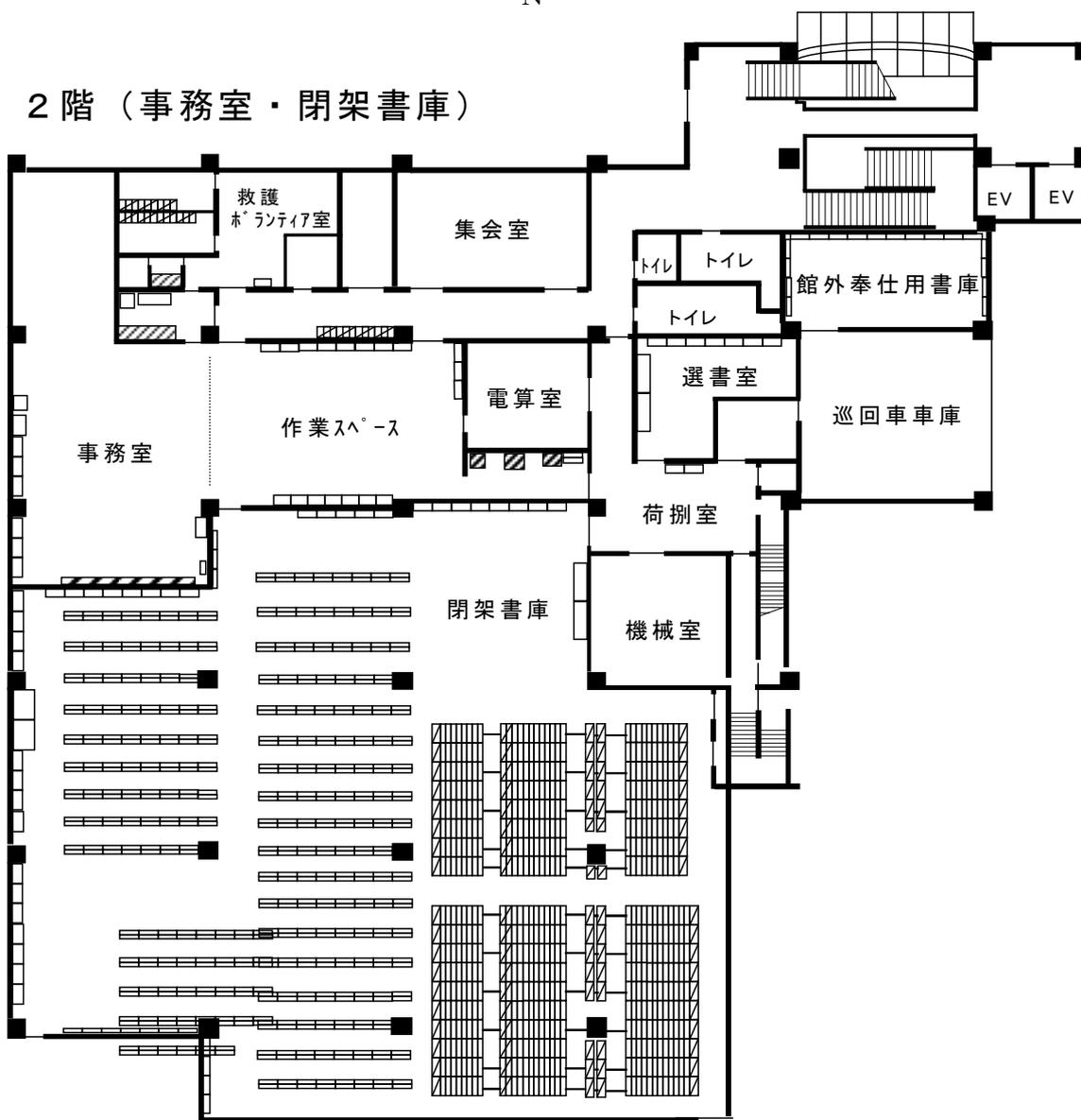
※職員のうち2名は短時間勤務

館内配置図

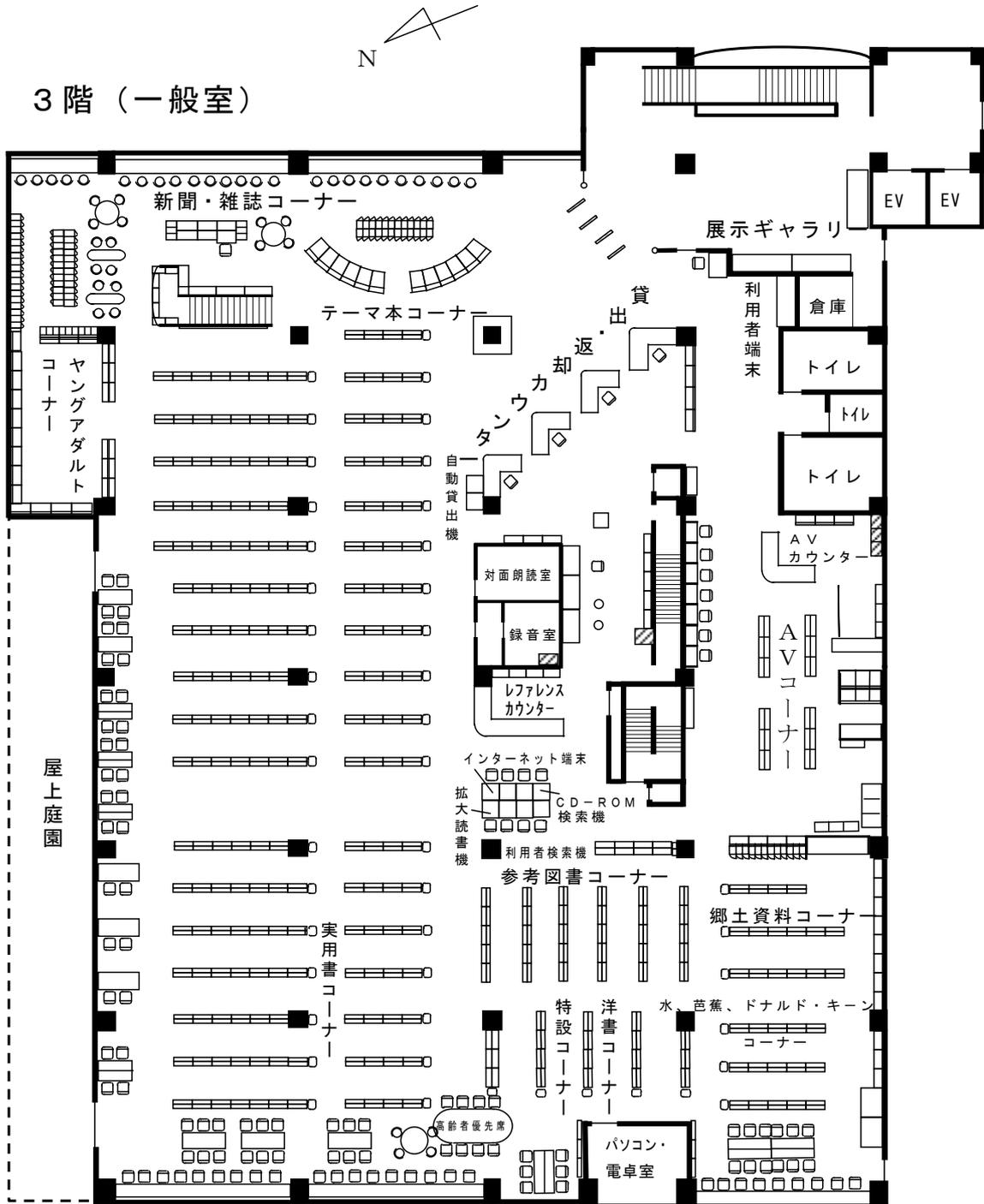
1階（玄関ロビー）



2階（事務室・閉架書庫）

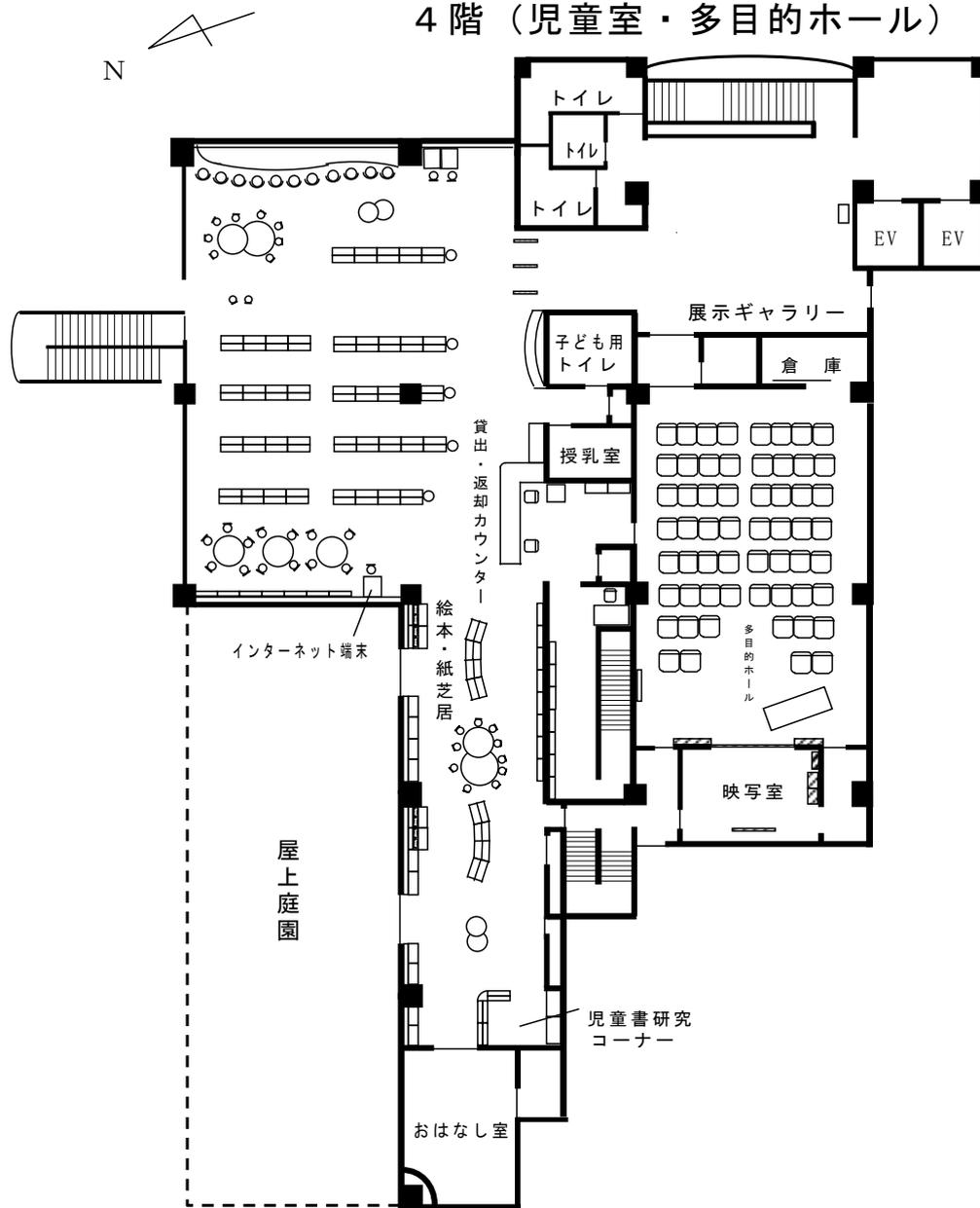


館内配置図



館内配置図

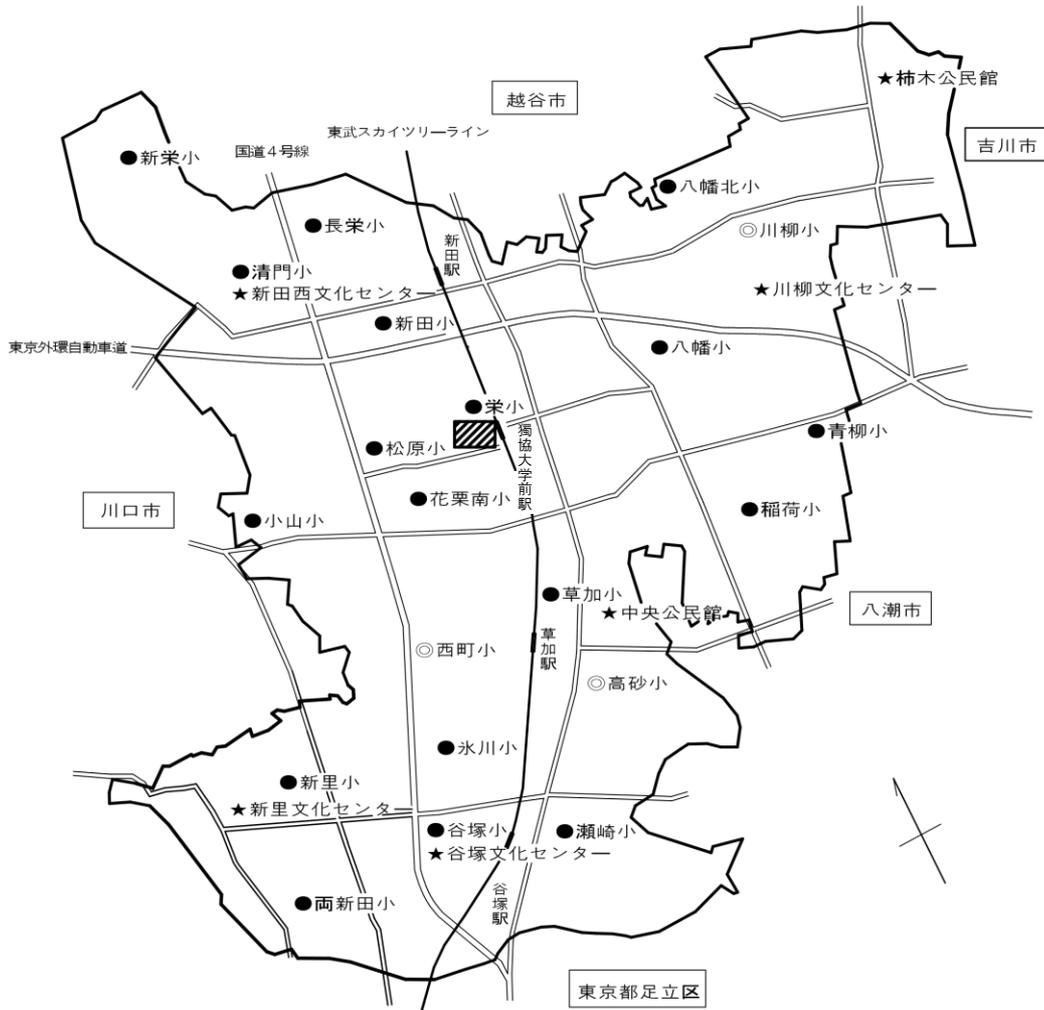
4階（児童室・多目的ホール）



草加市立中央図書館サービス・ネットワーク図

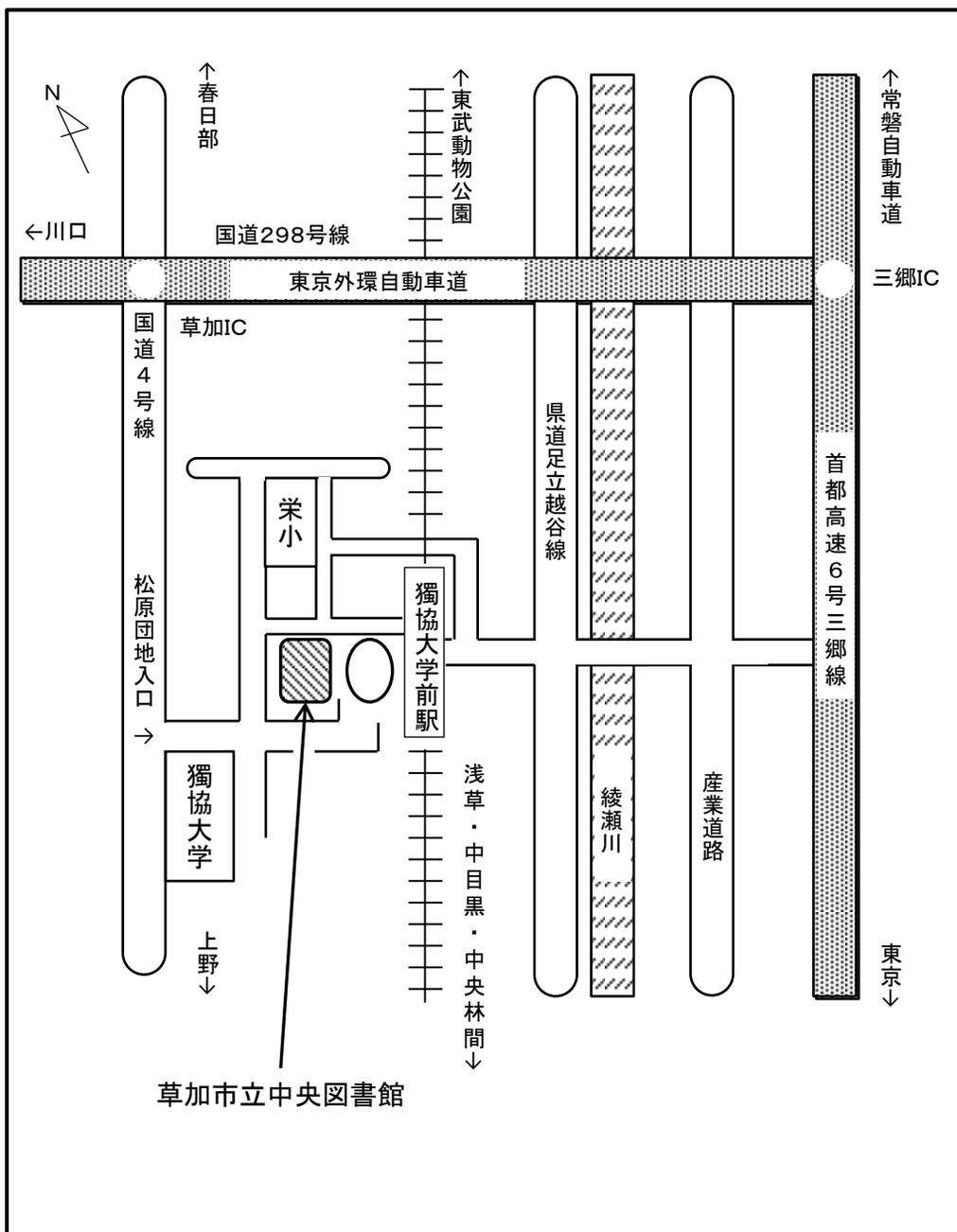
【凡例】

- | | |
|--|--|
| <p>▨ : 中央図書館
 (住所) 草加市松原1-1-9
 (電話) 048(946)3000</p> | <p>★ : 公民館図書室
 ◎ : 地域開放型図書室
 ● : 中央図書館サービスコーナー</p> |
|--|--|



施設名	住 所	電話番号
中央公民館	草加市住吉2-9-1	048(922)5344
柿木公民館	草加市柿木町1263	048(931)3117
新里文化センター	草加市新里町983	048(927)3362
新田西文化センター	草加市清門3-49-1	048(942)0778
谷塚文化センター	草加市谷塚仲町440	048(928)6271
川柳文化センター	草加市青柳6-45-17	048(936)4088

中央図書館案内図



平成30年度 図書館予算

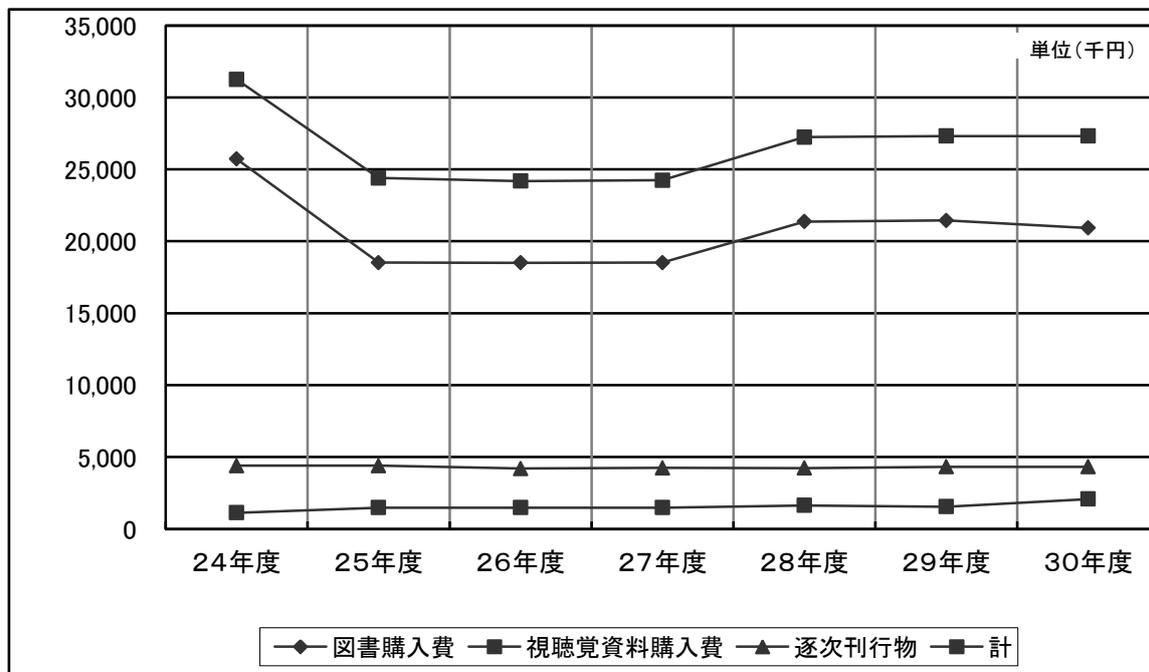
単位 (千円)

内 訳		予算額		
一般会計総額		75,360,000		
教育費		5,655,853		
社会教育費		646,759		
図書館費予算額		208,367		
予算比率 図書館費／社会教育費		32.2%		
図書館費	資料費内訳	図書購入費	20,923	
		視聴覚資料購入費	2,077	
		逐次刊行物購入費	4,320	
		計	27,320	
		予算比率 資料費／図書館費		13.1%

資料費の推移

単位 (千円)

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
図書購入費	25,719	18,515	18,505	18,515	21,366	21,452	20,923
視聴覚資料購入費	1,125	1,485	1,485	1,485	1,634	1,548	2,077
逐次刊行物	4,403	4,403	4,203	4,246	4,238	4,320	4,320
計	31,247	24,403	24,193	24,246	27,238	27,320	27,320



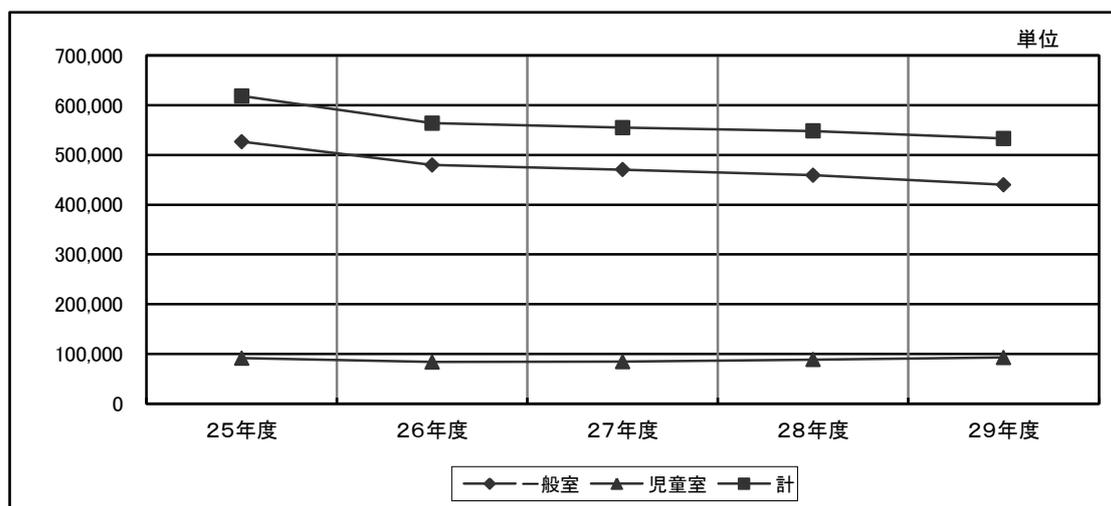
平成29年度 文化活動状況一覧

行 事 名	開 催 日 等	対 象	参加述べ人員
1 読み聞かせ	毎週水曜日(図書館職員)(全49回) 毎週金曜日 毎週土曜日 毎週日曜日 } (ボランティア)(全163回)	0～3歳児 3歳児以上 幼児・児童 小学生	4,300人
2 やさしい工作遊び	第2土曜日(全9回)	児 童	312人
3 ビデオ上映会	第2日曜日(全11回)	一 般	581人
4 木曜シアター	第4木曜日(全11回)	一 般	705人
5 こども映画会	8月27日・12月24日	幼児・児童 及び保護者	74人
6 おはなし会	5月27日、7月22日、9月23日、 12月16日、3月24日	幼児・児童 及び保護者	87人
7 大人のためのおはなし会	11月25日	一 般	40人
8 図書館生涯学習講座	8月6日、11月25日、2月17日	一 般	46人
9 人形劇	7月8日	幼児・児童 及び保護者	100人
10 夏の寄席	8月19日、20日	幼児・児童 及び保護者 一般	174人
11 図書館体験隊	8月3日、8月10日、25日	小学3年生 ～6年生	36人
12 図書館寄席(手話落語)	9月9日	一 般	80人
13 文化講演会	10月29日 「豊田三郎の童話の世界」	一 般	17人
14 講演会	12月3日 「図書館の蔵書活用による劇団公演」	一 般	182人
15 影絵劇	12月16日	幼児・児童 及び保護者	85人
16 新春寄席	1月21日	一 般	100人
17 古本市	2月3日	一 般	814人
18 読み聞かせ講習会	2月8日	一 般	53人
19 ギャラリー展示	「ドナルド・キーン展」	4月12日 ～ 5月15日	
	「浮野草加句会・八潮林句会 俳句展」	5月17日 ～ 6月12日	
	「平和パネル展」	6月14日 ～ 6月19日 7月19日 ～ 8月14日	
	文芸企画展「郷土の歌人たち」	6月21日 ～ 7月17日	
	「草加パドラーズ展」	8月16日 ～ 9月18日	
	「草加モノづくりブランド認定製品展」	9月20日 ～ 10月16日	
	「豊田三郎の童話の世界展」	10月18日 ～ 11月20日	
	「草加宿と大名行列展」	11月22日 ～ 12月18日	
	「大名行列写真展」	12月20日 ～ 2月5日	
	草加たのしい古地図をつくる会展	2月7日 ～ 3月19日	
原勝洋・戦艦大和展【当館独自企画展】	3月21日 ～ 4月16日		

入館者数の推移

単位 (人)

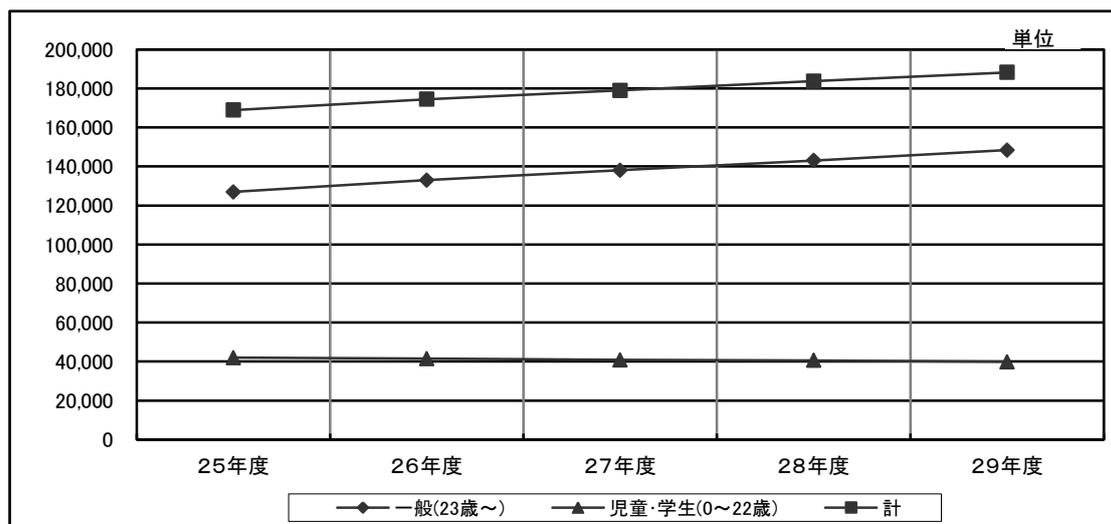
区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般室	526,673	479,815	470,313	459,258	439,911
児童室	91,624	83,859	84,400	88,671	92,954
計	618,297	563,674	554,713	547,929	532,865
開館日数	301	299	304	302	300



登録者数の推移

単位 (人)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般(23歳～)	126,973	132,957	138,092	143,094	148,336
児童・学生(0～22歳)	41,975	41,519	40,858	40,611	39,872
計	168,948	174,476	178,950	183,705	188,208



平成29年度 登録者内訳

1 市区町別

単位 (人)

市区町	区分	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
草加市内		110,880	37,159	144,252
広域利用地域	川口市	4,424	634	5,058
	春日部市	2,387	87	2,474
	越谷市	14,317	1,030	15,347
	蕨市	78	1	79
	戸田市	80	10	90
	鳩ヶ谷市	124	6	130
	八潮市	3,007	286	3,293
	三郷市	1,044	40	1,084
	吉川市	461	31	492
	松伏町	406	22	428
	足立区	2,630	176	2,806
	計	28,958	2,323	31,281
	その他県内		3,051	102

都県	区分	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
その他県外	栃木県	380	38	418
	茨城県	481	38	519
	群馬県	260	12	272
	千葉県	1,942	85	2,027
	東京都	2,032	84	2,116
	神奈川県	216	14	230
	その他	136	17	153
	計	5,447	288	5,735
	合計		148,336	39,872

2 市内地区別

単位 (人)

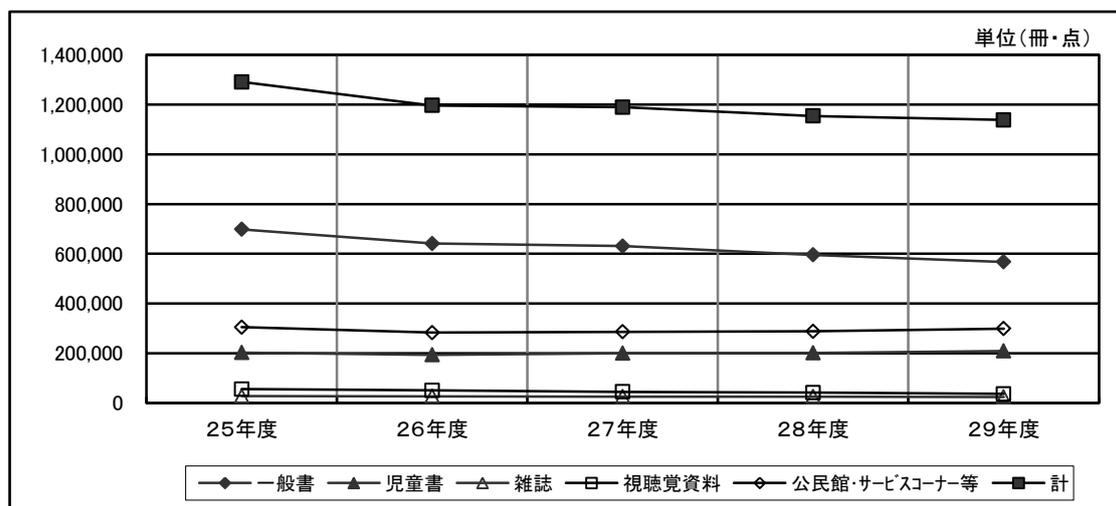
地区	区分	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
高砂		2,502	654	3,156
住吉		1,553	409	1,962
神明		1,061	285	1,346
吉町		3,502	1,194	4,696
氷川町		6,445	1,790	8,235
西町		3,432	1,386	4,818
草加		4,944	1,055	5,999
栄町		5,908	1,394	7,302
松原		8,800	1,265	10,065
松江		2,060	549	2,609
中央		1,503	425	1,928
手代町		2,276	838	3,114
瀬崎		4,825	2,213	7,038
谷塚		6,327	2,309	8,636
谷塚仲町		611	333	944
谷塚上町		923	541	1,464
両新田東町		268	163	431
両新田西町		406	205	611
新里町		1,893	1,001	2,894
柳島町		1,389	673	2,062

地区	区分	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
遊馬町		1,061	617	1,678
八幡町		3,694	1,509	5,203
弁天町		3,600	1,015	4,615
中根町		3,048	912	3,960
旭町		5,916	1,354	7,270
金明町		4,003	1,213	5,216
長栄		2,098	1,187	3,285
新栄		2,509	1,231	3,740
清門		1,841	726	2,567
新善町		2,306	725	3,031
青柳		5,655	2,864	8,519
柿木町		428	187	615
稲荷		2,220	1,084	3,304
学園町		0	0	0
花栗		4,335	988	5,323
苗塚町		1,155	507	1,662
小山		1,527	562	2,089
北谷		3,487	1,013	4,500
原町		1,369	783	2,152
計		110,880	37,159	148,039

貸出状況の推移

単位(冊・点)

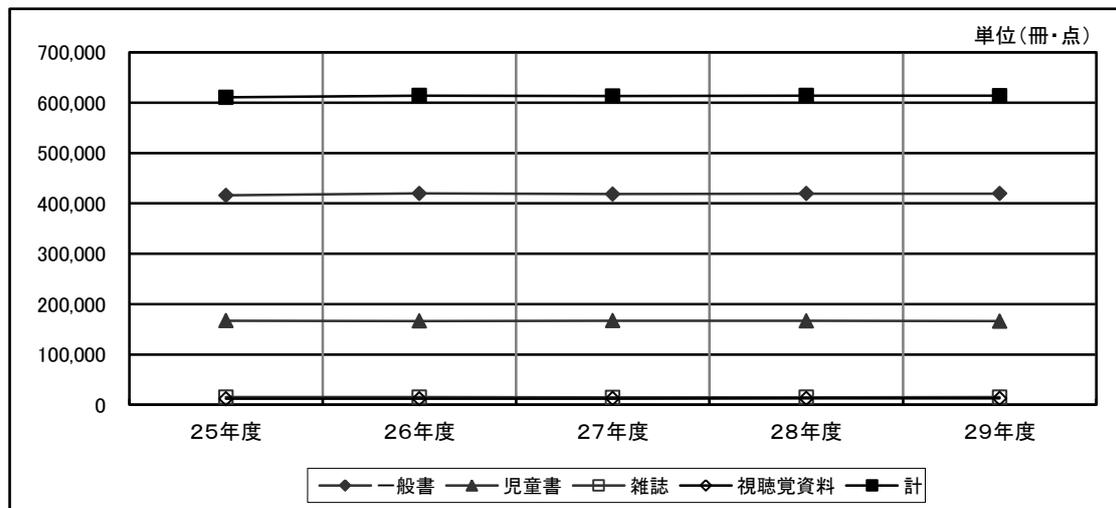
区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般書	698,548	641,474	631,209	595,793	567,715
児童書	202,923	193,901	200,721	201,948	209,636
雑誌	27,708	27,262	25,619	25,669	24,945
視聴覚資料	56,400	50,744	45,065	42,175	36,836
公民館・サービスコーナー等	304,891	283,138	286,733	288,527	299,006
計	1,290,470	1,196,519	1,189,347	1,154,112	1,138,138



蔵書状況の推移

単位(冊・点)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般書	415,919	419,708	418,541	419,528	419,389
児童書	167,064	166,620	167,224	166,689	166,043
雑誌	15,236	15,233	14,836	15,181	15,495
視聴覚資料	12,224	12,324	12,399	12,689	12,752
計	610,443	613,885	613,000	614,087	613,679



蔵書内訳の推移

単位(冊・点)

年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区分						
一般書	0 総記	13,822	13,771	13,681	14,080	14,427
	1 哲学	18,525	18,352	18,626	18,951	19,058
	2 歴史	34,389	34,808	35,217	34,640	34,561
	3 社会科学	66,061	66,589	65,483	65,129	64,969
	4 自然科学	23,668	23,972	24,253	24,594	24,987
	5 工学・家政	37,928	38,055	37,950	37,277	35,994
	6 産業	15,779	15,715	15,654	15,637	15,665
	7 芸術	37,823	37,846	37,541	37,309	36,478
	8 言語	8,679	8,894	8,932	9,054	9,139
	9 文学	159,183	161,663	161,177	162,824	164,071
	— 絵本	62	43	27	33	40
小計		415,919	419,708	418,541	419,528	419,389
児童書	0 総記	1,114	1,142	1,157	1,130	1,073
	1 哲学	654	646	679	668	687
	2 歴史	5,830	5,828	5,810	5,778	5,589
	3 社会科学	7,997	7,988	7,997	7,996	7,989
	4 自然科学	13,838	13,799	13,723	13,288	13,152
	5 工学・家政	5,887	5,832	5,857	5,815	5,810
	6 産業	3,056	3,067	3,110	3,110	3,111
	7 芸術	6,283	6,156	6,109	6,036	6,050
	8 言語	1,635	1,635	1,656	1,633	1,649
	9 文学	59,377	59,459	59,708	59,323	58,906
	— 絵本	59,040	58,678	58,939	59,396	59,434
— 紙芝居	2,353	2,390	2,479	2,516	2,593	
小計		167,064	166,620	167,224	166,689	166,043
雑誌		15,236	15,233	14,836	15,181	15,495
小計		15,236	15,233	14,836	15,181	15,495
AV	C D	9,015	9,149	9,283	9,531	9,570
	カセット	255	205	176	170	170
	ビデオ	1,419	1,380	1,253	1,247	1,221
	D V D	1,535	1,590	1,687	1,741	1,791
小計		12,224	12,324	12,399	12,689	12,752
特殊(再掲)	郷土・行政	15,207	15,478	15,760	16,014	16,398
	松尾芭蕉	1,114	1,116	1,144	1,138	1,152
	水(川)	1,390	1,404	1,409	1,421	1,413
	平和	1,874	1,886	1,899	1,903	1,748
	ドナルド・キーン	117	171	200	216	228
	小計	19,702	20,055	20,412	20,692	20,939
総合計		610,443	613,885	613,000	614,087	613,679

※【平成29年度内訳】

総合計のうち公民館分37,401冊、サービスコーナー及び地域開放型図書室分76,779冊

平成29年度 館内設備等利用状況

1 参考調査関係

単位(件)

区分	指定席	PC・電卓室	拡大読書器	インターネット 端末機	CD-ROM 検索機
利用件数	14,972	3,466	6	5,425	1

単位(件)

参考調査統計			コピー 申請枚数	リクエスト 処理件数
所蔵調査件数	書架案内・その他利用案内	参考調査件数		
20,915	21,534	1,313	14,948	118,643

2 視聴覚関係

単位(件)

区分	ビデオブース	DVDブース
利用件数	1,116	3,845

3 視聴覚障がい者奉仕関係

単位(件)

区分	対面朗読室	録音室
利用件数	35	81

平成29年度 相互貸借利用状況

1 貸 出

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域

区 分	川口市	戸田市	蕨 市	合 計
冊 数	129	145	9	283

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域

区 分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合 計
冊 数	167	24	80	37	308

(3) 県立図書館及びその他の地域

区 分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県 外	合 計	総 計
冊 数	71	0	1,689	15	1,775	2,366

2 借 受

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域

区 分	川口市	戸田市	蕨 市	合 計
冊 数	204	75	88	367

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域

区 分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合 計
冊 数	205	58	99	45	407

(3) 県立図書館及びその他の地域

区 分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県 外	合 計	総 計
冊 数	703	3	1,687	93	2,486	3,260

平成29年度 図書館地域サービス利用状況

1 地域開放型図書室

西町小学校、川柳小学校及び高砂小学校に中央図書館の地域分館的機能を持つ施設として図書室を開設して、毎週日曜日午前10時から午後4時まで開放しています。

所蔵冊数は各約1万冊、児童書のほか、小説や趣味・家庭生活本を配架しています。

学 校 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
西町小学校 (平成16年6月開設)	2,122	2,910	108	0	5,140
川柳小学校 (平成16年7月開設)	280	1,053	0	0	1,333
高砂小学校 (平成21年9月開設)	4,186	2,964	97	0	7,247
計	6,588	6,927	205	0	13,720

2 中央図書館サービスコーナー

市内小学校の施設内に、中央図書館のサービスコーナーとして、2週間に1回、図書館職員が各学校へ出向いて業務を行っています。

所蔵冊数は各約2千冊（地域開放型図書室を除く。）で、児童書中心の配架となっていますが、一般の方もご利用いただけます。

学 校 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
草加小学校	49	10,462	0	0	10,511
高砂小学校	1,143	14,246	0	0	15,389
谷塚小学校	682	10,301	0	0	10,983
新田小学校	27	3,755	0	0	3,782
栄小学校	6	5,950	0	0	5,956
川柳小学校	563	12,786	0	0	13,349
瀬崎小学校	41	5,098	2	0	5,141
西町小学校	538	7,176	0	0	7,714
新里小学校	19	7,612	0	0	7,631
花栗南小学校	8	5,730	0	0	5,738
八幡小学校	102	12,400	0	0	12,502
新栄小学校	30	7,128	0	0	7,158
清門小学校	5	11,855	2	0	11,862
稲荷小学校	76	6,469	0	0	6,545
氷川小学校	59	6,586	0	0	6,645
八幡北小学校	56	7,009	0	0	7,065
長栄小学校	0	8,074	0	0	8,074
青柳小学校	12	5,712	0	0	5,724
小山小学校	252	4,833	28	0	5,113
両新田小学校	15	1,089	0	0	1,104
松原小学校	138	6,133	0	0	6,271
計	3,821	160,404	32	0	164,257

3 公民館図書室

市内公民館6館の図書室とネットワークを形成して、図書の貸出・返却・所蔵検索やリクエストの受付を行っています。

施 設 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
中央公民館	8,805	11,000	524	6	20,335
柿木公民館	1,899	4,827	73	0	6,799
新里文化センター	5,280	12,525	127	0	17,932
新田西文化センター	11,241	21,092	175	6	32,514
谷塚文化センター	19,036	17,574	315	1	36,926
川柳文化センター	2,789	3,658	76	0	6,523
計	49,050	70,676	1,290	13	121,029

図書館協議会開催状況

開 催 日	内 容 等
平成29年 8月4日	第1回 ・平成28年度草加市立中央図書館事業報告について ・草加市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について
11月17日	第2回 ・草加市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について
平成30年 2月23日	第3回 ・草加市子ども読書活動推進計画について ・平成30年度図書館運営方針及び事業計画について

草加市立図書館協議会委員名簿

(敬称略順不同 平成30年6月27日現在)

役 職・氏 名	選 出 区 分
委員長 中 島 清 治	社会教育の関係者
副委員長 犬 塚 寿 子	〃
水 澤 節 子	学校教育の関係者
川原田 一 郎	〃
小 泉 和 美	社会教育の関係者
成 川 登喜男	〃
矢 口 あかね	家庭教育の向上に資する活動を行う者
橋 本 奈津子	〃
飯 田 紀 子	〃
田 中 千 恵	〃
川 村 進 悟	〃
井 上 靖 代	学識経験のある者

(任期：平成30年6月1日～平成32年5月31日)

関係条例・規則等

○草加市立図書館設置条例

昭和50年3月27日
条例第4号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、草加市に図書館を設置する。
(平11条例26・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草加市立中央図書館	草加市松原一丁目1番9号

(平11条例26・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に、館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、草加市教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 草加市立図書館設置及び管理条例(昭和44年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成11年条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○草加市立図書館管理規則

平成12年1月20日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市立図書館設置条例(昭和50年条例第4号)第4条に基づき、草加市立中央図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する業務を行う。

(利用時間)

第3条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認められた場合は、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 月曜日及び水曜日から土曜日までは、午前9時から午後8時までとする。ただし、児童用図書資料(室)の利用は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の利用は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(休日は除く。)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理期間(10日以内)

(入館者の心得)

第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 館内においては、喫煙、飲食等をしないこと。
- (4) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物等を持ち込まないこと。

(入館の禁止等)

第6条 館長は、図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 館長は、図書館資料の貸出しを不相当と認めたときは、貸出しを禁止することができる。

(館内利用)

第8条 館内において図書館資料を利用しようとする者は、館長の指示に従うとともに、所定の場所で利用しなければならない。

(個人貸出し)

第9条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一人が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料	10冊以内	15日以内
視聴覚資料	2点以内	

(平15教委規則6・一部改正)

(利用カードの交付)

第10条 利用カードの交付を受けることのできる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人とする。

2 利用カードの交付を受けようとする者は、住所又は勤務先等を証する書面を提示し、利用カードの交付の申請手続をしなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを亡失し、又は申請手続の内容に変更を生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体貸出し)

第11条 団体に図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一団体が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料	100冊以内	1月以内

(団体利用カードの交付)

第12条 団体利用カードの交付を受けることのできる者は、市内の企業及び事業所等で構成する団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、団体利用カードの交付を受ける者について準用する。

(広域貸出し)

第13条 広域的な図書館資料の貸出しは、委員会が必要と認めた地域に居住する個人に対して行うものとする。

2 第9条及び第10条第2項から第4項までの規定は、広域貸出しについて準用する。

(損害の弁償)

第14条 故意又は過失により、図書館の施設若しくは設備を破損し、又は図書館資料を紛失し、若しくは破損した者は、館長の指示に従い、これを修理し、又は現品若しくは相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 館長は、前項の規定による弁償が完了するまでの間は、図書館資料の利用を禁止することができる。

(平15教委規則6・旧第15条繰上)

(複写利用)

第15条 図書館資料の複写を受けようとする者は、あらかじめ館長に申し出なければならない。

2 複写は、図書館が所有する図書館資料で著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定によるものとし、館長が適当と認めた場合に限る。

(平15教委規則6・旧第16条繰上)

(寄贈及び寄託)

第16条 図書館は、図書館資料として寄贈又は寄託を受けることができる。

2 図書館資料として寄贈又は寄託をしようとする者は、館長の定める手続を経なければならない。

3 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館所蔵の図書館資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

4 寄託を受けた図書館資料の寄託期間は、1年以内とする。ただし、館長は、寄託者と協議の上寄託期間を変更することができる。

5 図書館は、不慮の事情による寄託を受けた図書館資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(平15教委規則6・旧第17条繰上)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(平13教委規則4・旧第18条繰下、平15教委規則6・旧第19条繰上、平20教委規則2・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(草加市立草加図書館規則の廃止)

2 草加市立草加図書館規則(昭和51年教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第6号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○草加市立図書館協議会条例

昭和48年10月1日
条例第44号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、草加市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館法第14条第2項に規定する事項を所掌する。

(平11条例27・全改)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平11条例27・追加、平20条例29・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、任期中において特別な事由があるときは、委員を解任することができる。

(平11条例27・旧第3条繰下)

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第4条繰下・一部改正)

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上の要請があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・旧第6条繰下・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日＝昭和48年10月1日)

附 則(昭和62年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日＝昭和62年6月29日)

附 則(平成11年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日=平成20年12月17日)

○図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱

平成15年8月28日

教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)のサービス体制を拡充するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条及び関係法令の規定に基づき、小学校の図書室等(以下「学校施設」という。)を地域開放することにより中央図書館の分館的機能を確認し、市民及び児童に対するサービスの提供及び学校施設に関する管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平19教委告示24・一部改正)

(対象となる学校施設)

第2条 対象となる学校施設は、小学校において学校教育上支障がなく、地域開放が可能な場所とし、当該学校長との協議が整った施設とする。

(開放日時)

第3条 学校施設の開放日は、草加市立小・中学校管理規則(昭和32年教委規則第15号)第3条に規定する学校休業日を除き、原則として2週間につき1日(回)とし、その開放時間は午前9時30分から午前11時30分まで又は午後2時から午後4時までとする。ただし、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めた場合は、開放日(回)及び開放時間を変更することができる。

(サービスの提供)

第4条 サービスの提供は、中央図書館に準じて図書資料の貸出し、返却及び児童の読書活動への支援などを行うものとする。

(利用者の範囲等)

第5条 利用者の範囲は、草加市立図書館管理規則(平成12年教委規則第1号)第10条第1項に規定する利用カードの交付が受けられる者及び同規則第12条第1項に規定する団体利用カードの交付が受けられる者で、当該利用カードの交付を受けている者とし、その利用にあたっては、当該利用カードを携帯しなければならない。

(図書資料の配本等)

第6条 図書資料の配本は、中央図書館が行う。この場合、児童用の配本については、児童の読書活動を助長するうえで、必要な選書を行い、配本するものとする。

2 前項の規定により配本のあった図書資料及び関係する器具及び備品類は、中央図書館所蔵とし、その管理は中央図書館において行うものとする。ただし、当該学校長との協議により、その業務の全部又は一部を学校長に委任することができる。

(職員体制)

第7条 学校施設の地域開放による図書サービス業務については、委員会が職員を派遣して行うものとする。

(管理責任)

第8条 学校施設の地域開放による図書サービス業務の実施運営において発生した事故等については、委員会がその管理責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成19年教委告示第24号)

この要綱は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)附則第1条本文に規定する日又はこの要綱の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(施行の日=平成19年12月26日)

図書館要覧

—平成30年版—

平成30年8月発行

編集・発行 草加市立中央図書館

〒340-0041 草加市松原一丁目1番9号
TEL 048-946-3000 FAX 048-944-3800
<http://www.lib.city.soka.saitama.jp/>
